

総務常任委員会

(平成28年 1 月 18 日)

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日のテーマは、10月に行いました議会報告会でご意見をいただきましたコンビナートの安全対策についてを行いたいと思っております。これにつきましては、議長名で事業所に注意喚起文書の提出というものが需要ではないかという市民のご意見をいただいた中で、この総務常任委員会としてそういうことが必要ではないかという皆さんの意向を受けて、議長のほうにお話を持っていくためには、今の企業におけるコンビナートの安全対策はどのような状況にあるかというのを確認して、そして本当に必要であればというようなことも考えましたので、今回のテーマとして休会中所管事務調査を行っていきたいと思っております。

それでは、まず最初に、山本消防長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山本消防長

おはようございます。

先日の消防出初め式には多数のご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、先ほど委員長からお話ございましたように、本日、総務常任委員会の休会中所管事務調査として、消防本部でコンビナートの安全対策についてとして資料を取りまとめております。後ほどまた担当課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

続きまして、同席していただいております山下危機管理監、ご挨拶をお願いいたします。

○ 山下危機管理監

おはようございます。

ことしはサミットが開かれるということで、ことし、新年から私どももコンビナートの

安全対策ということできょうは調査をしていただきますので、事前に各災害防止協定を結んでいる各コンビナート企業さんに、少し新年の挨拶を兼ねて対策について万全を期すようにというお願いをしてまいりましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。きょうはよろしくお願いをいたします。

#### ○ 竹野兼主委員長

本日、傍聴に報道機関の方が入っておりますことをご報告させていただきます。

それでは、理事者より資料の説明を行っていただきたいと思います。

#### ○ 奥村予防保安課長

それでは、お手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

コンビナートの安全対策ということで、1枚めくっていただいた後、目次なんですけれども、まず、四日市コンビナートの沿革、そして、石油コンビナートの法規制概要、それから、石油コンビナート等災害防止法の概要、消防法の危険物規制概要、石油コンビナート事業所への消防車等の出動件数について、それから、事故防止に関する消防本部の取り組み状況、市の取り組みについてということで、順次説明をさせていただきます。

まず、1ページ目のところです。四日市コンビナートの沿革ということで書いてありますけれども、第1、第2、第3コンビナートの形成されたところが書かれております。

2番目の石油コンビナートの法規制概要についてですけれども、下のところの図を見ていただくと、高圧ガス保安法ということで書いてあります。これは、LPGなどで県のほうの許認可となっております。そして、右のところ、消防法と書いてありますけれども、ガソリン、灯油などの危険物です。これについては、市町村長の許可ということで、私も消防本部のほうで許認可事務を行っております。そして、下のところ、労働安全衛生法と書いてありますけれども、ボイラー、圧力容器などについてでございます。これについては、労働安全衛生法に基づいて労働基準監督署のほうで規制を行っております。これがコンビナート事業所に係る法規制なんですけど、これら総合的な防災対策の推進ということで、これについて、石油コンビナート等災害防止法ということで網羅して災害の対応を行っております。

3のところですが、石油コンビナート等災害防止法の概要ということで、この法律自体、石油コンビナートの地域を指定して行う法規制となっております。昭

和49年に水島のコンビナートで大量の重油が瀬戸内海に漏れ出した、そんな事故も踏まえて災害対応をしていくということで法が制定されていますけれども、大きなところで、油が敷地外に出ないように流出油等防止堤という堤防をつくったり、化学車など、災害が発生したときに火災の対応をする車両を備えることを事業所に義務づけたりしております。

1 ページめくっていただいて、2 ページのところですがけれども、この表にあるところが第1 コンビナート、第3 コンビナート、それと、第1 種事業所、第2 種事業所といまして、石油とか高压ガスの取り扱う量によって少し違うんですけれども、規制を受ける事業所の総数となっております。全体で34事業所が規制を受ける形となっております。

そして、下のところですがけれども、大容量の泡放射システムということで、昭和四日市石油に置かれておりますけど、これについては、全国を12に分けて、三重県、愛知県ということで、大きなタンクが燃えたときに出動するようになっております。この大容量泡放射システムについても、平成15年の十勝沖地震によって、苫小牧であったタンク火災を契機に、大量の泡で早く消すということで、この法律によって定められたものでございます。

それから、3 ページ目のところですがけれども、4、消防法の危険物規制概要についてということで、先ほどお話しさせていただいたガソリンとか軽油については私ども市町村長の許可で、私ども消防本部で事務を扱っているわけですがけれども、一定数量以上の危険物を扱う施設については許認可が必要ということで、変更する場合も全て許可を受けるというような法規制になっております。

下のところ、表2ですがけれども、危険物施設の数ということで、平成26年度で本市、四日市にあっては4000施設余り、そのうちコンビナートが約半数の2009施設ということで、一般のところにある施設については、給油取扱所であったりタンクローリーであったりするわけですがけれども、半分がコンビナートにあるというのが現状でございます。

それから、3 ページの下のところ、5 についてなんですけれども、石油コンビナート事業所への消防車の出動件数ということで、1 ページめくっていただいて、4 ページ目のところですがけれども、表3に書かれているように、火災、爆発、漏えい、その他については機器の破損等によるものなんですけれども、そういう事故別、それから、第1 コンビナート、第2 コンビナート、第3 コンビナートということで、コンビナート別で年別で書かせていただいております。平成25年が22件、平成26年は23件、平成27年は16件となっております。

同じような、下のところ、表4 なんですけれども、他都市の状況ということで、四日市

に並ぶような複数の精油所を持って大量の石油等を取り扱うコンビナートということで、市原市、あるいは川崎市、堺市の同じような件数について記載をさせていただいています。

それから、(2) 発生原因についてということで、発生原因については、大きく人的要因と物的要因に分かれるわけですが、ここに書いてあるように、人的要因については、捜査確認の不十分であったこと、あるいは監視が不十分であったこと、それから、物的要因等については、腐食疲労等劣化、あるいは故障破損等というようなところを物的要因として挙げております。

3年の統計なんですけれども、おおよそやっぱり半数以上は人的なものによるということで、そんな現状になっております。この発災要因の特に人的要因なんですけれども、大量退職などで、人材育成あるいは技術伝承等についてやはり少し問題があるんじゃないかなということで、そういうところにも注意をしているところでございます。

5ページ目の下ところ、6なんですけれども、これらを受けて、消防本部としての取り組みということで書かせていただいています。

1ページめくっていただいて、6ページです。

まず、危険物施設の立入検査ということで、事故を未然に防止するために、あるいは危険物施設が適正に管理されているかということで立入検査を行っております。表5にありますように、平成24年度、平成25年度、平成26年度、年によって若干差はありますけれども、コンビナート事業所施設2000余りについて、おおよそ2年で一巡するような計画で立入検査を行っております。

それと、中段以降の再発防止対策の指導なんですけれども、消防本部については、事故があれば必ず事業所からその報告をいただくと。概要と、それから原因、原因を究明して原因を出していただく、それと、その原因に対して企業のとる対策、再発防止対策を記載して私どもに提出を行っているというのが現状でございます。

さらに、下にフォローアップの状況と書いてありますけれども、一昨年、三菱マテリアルで大きな事故がございましたので、さらに再発防止を徹底を図るためにということで、事業所が出してきた再発防止対策について、また事業所に赴いて再発防止、間違いのないことを再度確認を行っております。

それから、7ページ目、文書の指導ということで、7ページ目の一番上、(3)のところなんですけれども、国からの事故防止に関する通知があった場合、あるいは本市において再発防止を徹底する必要があると、そういうときには、全事業所、あるいは発災事業所に対

して文書を出して注意喚起を行っております。

それから、(4)ですけれども、危険物安全管理強調月間の実施ということで、全国的には6月の第2週、1週間を危険物安全週間として定めていますけれども、四日市についてはコンビナートもございますし、大量の危険物も取り扱っているということで、6月の1カ月間を危険物安全管理強調月間と定めて、危険物に対する消防訓練であったり、あるいは講演であったり、指導を行っているというところでございます。特に石油コンビナート事業所については、この6月に全事業所に対して防災診断というのをしております。事業所単位の立入検査という形なんですけれども、毎年、下の表にありますように、テーマを定めて事業所に立ち入りを行っております。平成26年度を見ていただくと、三菱マテリアルの事故が発生した年でございますので、この事故、類似事故の防止のためにテーマを三菱マテリアル爆発事故ということで、再発防止を図るような立入検査を行っております。

それから、1ページめくっていただいて、8ページ目ですけれども、平成18年から年2回から3回、四日市市コンビナート安全対策委員会の開催ということで、消防本部の中で、三重大学工学部の教授、あるいは労働基準監督署、あるいは県の方も参加いただいて、事故の原因を見ていただいて、対策を見ていただくと。それで、各方面の方から助言をいただく、そして、その助言を生かして各企業のほうに再発防止の指導をさらに続けるというようなことを行っております。

それから、最後になりますけど、7の市の取り組みということで、公害や災害に関する防止対策の円滑な実施を促進するためということで、各企業の代表、あるいは地元住民の代表、それから学識経験者、それから四日市の各部局ということで、環境部であったり危機管理室、あるいは消防本部ということで、霞ヶ浦地域公災害防止協議会、それから、南部工業地域環境安全協議会というのを設置して、両協議会とも年2回開催してまして、環境安全対策、あるいは災害事案についても、そこで地元の住民さんに細かく報告を行っているというような会議を行っております。

最後ですけど、資料1ですけれども、各事業所の配置図と事業所名となっております。

簡単でございますけれども、説明のほう、これで終わらせていただきます。

## ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、発言をお願いいたします。

○ 中村久雄委員

どうもありがとうございます。

まず、何ページだったかな、第1種事業所と第2種事業所、2ページ。これで、第1種と第2種で規制というか、法的にこの区分けは、危険物の量、石油の貯蔵量ということだけど、規制がどこか違っておるか。指導やったり規制するということの違いは。

○ 奥村予防保安課長

第1種事業所というのは、もう自動的に第1種事業所になりますし、どこが違うかって、第2種事業所になりますと、ある一定以上の数量以上で、県が指定するということで、少し違うんですけども。

○ 真弓予防保安課長補佐

第1種事業所、それから第2種事業所とも、自衛防災組織を設置して、防災に関する規定を定めて市町村長に届けると、これについてはほとんど同じなんですけど、石油の貯蔵量とか高圧ガスの所有量によって、消防車が要ったり、消防車が活動するような消火栓が要ったり、先ほど説明させていただいた大きなタンクをお持ちの事業所については、油が外に出ないように堤、堤ですね、これを持たなければならない。特に違いといたしましては、第1種事業所のうち、石油とそれから高圧ガスをお持ちの事業所については、レイアウト規制という施設の配置の規制を受けるという形になっております。これが大きく違っているということ。

○ 中村久雄委員

わかりました。

災害の発生原因のところ、人的要因と物的要因というところで、人的要因に関しては、おっしゃっていたような技術の伝承やったり人員不足というところで、しっかり企業内でこれは頑張ってもらわんことにはどうしようもない問題かなというようなことがあるんですけど、物的要因の中で、やはり施設の老朽化というのが大きな不安があるわけですけども、その不安を解消するのが立入検査しかないかなと。立入検査は、これは市がやるん

ですか、県がやるんですか。

#### ○ 奥村予防保安課長

市のほうでやります。市のほうでやりますし、たまたまというか、ことしについては、防災診断を県と合同でやったというところがありますけど、立入検査自体、基本的には市の所管事務として実施しております。

#### ○ 市川副消防長兼消防救急課長

立入検査につきましては、1ページのところでそれぞれ所管の法令が出てまいります。高圧ガス保安法ですと、三重県のほうが所管をしまして、こちらが立ち入りをします。それから、労働安全衛生法、これは従業員を守るという被害防止という意味合いでの法律なんですけれども、それにつきましても、労働基準監督署、こちらのほうで立ち入りをすると。それぞれ所管の事務によって行政が変わるというところがございます。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員

さっきのところですけども、石油コンビナート等災害防止法は、総合的な防災対策の推進ということで、石油コンビナート等災害防止法というのがありますやんか、これを一括で一緒に見れるというところはないんですか。もうそれぞれの高圧ガス保安法は県で、消防法は市がやってる。

#### ○ 真弓予防保安課長補佐

まず、立入検査につきましては、所管する法令の規制の法令の適合状態、こちらを見させていただくこととなります。石油コンビナート等災害防止法というのは、防災に関する法律でありまして、規制というは余りなくて、個別のそれぞれの高圧ガス保安法なり消防法なりのそれぞれの所管の法律で見ていく形になります。消防法にあつては、どんなことをするかというと、事業所で定期点検をやられる施設がありますので、その実態を確認させていただく。あと、施設に入って、維持管理状況を確認させていただくというような立入検査を行っております。

以上でございます。



○ 中村久雄委員

そうしたら、事故の原因を見ておっても、バルブが古くて外れていったとか、そこから漏れたとか、本当にパイプが腐食しておったとかいうところの事故原因がよく聞く話ですけど、そういうところまで立入検査ではチェックはしていないのか。

○ 真弓予防保安課長補佐

立入検査はやはりその点をチェックをさせていただくんですけど、配管とか機器の中には、やはり保冷、保温、コスト削減のために配管の周りに断熱材とかそういうのを巻いてあるところがたくさんあります。ですので、そういうのは、こうした外観の検査ではなかなか見つけづらいと。あと、内部腐食というのも、流体の流速の変化によって内部腐食というのがあります。そこらについても、やはり私どもが行うような立入検査の外観検査ではなかなか見つけづらいというところがあります。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

高速道路のトンネルなんかの事故防止で、打音検査って、目で見てわからないやつを打音検査とかというのがあります。また、技術も発達して赤外線でレントゲンとかそんなので内部の腐食状況まで見れるかなという技術もあるかなと思うんですけど、そういう技術を使って内部を立入検査のときに、まず立入検査でどれぐらいの時間をかけて、何人で大体行くのか、くまなく見れるような人員で行くのか、それをちょっと聞きたいなど。

○ 真弓予防保安課長補佐

施設の大きさ、いろいろあると思うんですけど、立入検査には、やはり私どもの単独ではできず、事業所の方々にも立ち会っていただく必要があります。大きな施設については、私ども、マンパワーを費やして、おおむね1日には大きなプラントであれば2施設見れたらなど。大きなタンクであれば4基から6基程度見れたらというところで、先ほど予防保安課長から説明させていただいたと思うんですけど、危険施設に限ってはおおむね2年で一巡できるように、そういうふうに組んでおります。

先ほど打音検査といろいろお話を伺ったんですけど、やはりその点については、事業所

の自主点検のほうでフォローをしていただけたらと思っています。事業所のほうもやっぱり自主点検がありますので、そちらについては目視、あと、消防法は目視がほとんどなんですけど、高圧ガス保安法とかは、やはり全面的には検査できないんですけど、超音波の厚み測定なんかをやられていると。ただ、全面的にできなくてやはり漏れがあるというところもあります。

先ほど言った断熱材の配管、こちらについては、やはり四日市に限らず全国的なところのやはり課題であります。これらも各分野でいろいろな研究がされておりました、運転状況、結露がついたり、それから外を走っている場合では、雨水が入って、それが蒸発せずにそのまま残ってしまう場合と、いろいろ運転条件によって腐食するところというのをいろいろ研究されておりました、そういうような点検方法もいろいろなところ出ております。それらを参考にしながら断熱材を剥いで外部を見ていただくと。それを自主点検でやっぱりフォローしていただくというのがやっぱり事業所のほうでやられているという状況であります。

#### ○ 中村久雄委員

事業所も安全操業というのが大きな課題で、もう念頭に置いてやっておりますから、自主点検というところがあると思うんですけど、近くに住む住民からしたら、企業は企業で頑張っってしっかりやってくれよというしかない。そこで、中を見れるのは行政でしかないので、行政が立入検査をするときに、危険物に対して県がするのか市がするのか、それは縦割り行政への不安もあります。やはり立入検査のときにしっかり事業所さんもやっているわけですが、やっぱり漏れが出てきます。そういうところへ、やっぱり行政の立入検査のときにしっかり網羅、ふだん見やんところをくまなく、くまなくというか、行けるように、そこでそういう新しい技術も使いながら、断熱材のカバーをしている部分の検査方法なんかも今研究中やという話を伺いましたけど、やはりそういう技術を使って、行政の立入検査のときは行政主導でどんどん行けるようにやっていってもらわんことには、もう近くに住む住民は不安で不安で仕方がないというのがありますので、それはぜひお願いしたいわけです。

#### ○ 森 康哲委員

関連。

断熱材で巻いてあるところ、検査を全くしていないんですか。これ、ちょっと問題だと思うんですけども。

#### ○ 真弓予防保安課長補佐

全くしていないというわけではなくて、断熱材が巻いてある配管は相当な距離がありますので、そこらを順次剥がしながら、1年に1回全てを剥ぐというのは、コスト的にも、やっぱり時間的にもすごく非常に困難なことになりまして、高所にもたくさんありますので、ですので、その辺は、まず外観の検査を、配管の外観、断熱材の巻いてある外観の検査をして、その腐食のおそれがあるところについて剥がしてみるといような検査を事業所のほうで自主点検でやられているという状況であります。

#### ○ 森 康哲委員

事業所頼りでは、やっぱりなかなか事業所はコスト的なところを見てやるとおもうので、やっぱり行政としては、コストよりも安全を重視してやっていただきたいし、一緒にやるというのであれば、例えばコンビナートの場合は定期修理の期間がありますよね、そういうところなんかは、プラントをとめて、ふだん稼働して点検がしづらいところでも入っていけるわけですね。そういうところに合わせて、行政と一緒に点検することも可能だと思うので、そういうことは今やられていないんですかね。

#### ○ 奥村予防保安課長

特に危険性の高いというか、場外配管なんかについては、年に1回掘り起こしの検査、定期的に場所も決めて、漏れがないかを現に確認する。あるいは、超音波で厚みを外からはかれる機械で肉厚検査等も行っております。そういうようなことについては定期的にやりますし、また、屋外タンクなんかの中の見れないところについては、年数が決まっていますので、それを全部開けて、厚みであったり溶接部の検査であったりということは定期的に行っております。

#### ○ 森 康哲委員

四日市のコンビナートは、もう築年数がかなりたっていて、老朽化もしているというのはもうわかっているので、通常の検査よりもだんだんだんだん検査の度合いは増してい

なあかんと思うんですよ、年々。同じようなことをやっておっでは見過ごすことも出てくるし、老朽化も進むスピードが速くなると、そういうことが懸念されていますので、一番はやっぱり住民の方々が不安に思っているんですよ、大丈夫やろうかと。コンビナートを見ると、さびさびの配管、結構あるんですよ。表面上だけやで大丈夫やってコンビナートの事業者が説明されますけれども、本当に大丈夫なんかなって思うぐらいさびていますわ。そういうところを、立入検査のときに、さっき中村委員が言われた打音検査なり内視鏡を入れた検査なり、いろいろな方法は開発されていると思いますので、それを一番いい形で取り入れて、時期的にもさっき言った定期修理なんかは各コンビナートは義務づけられておると思うんですよ。年次的にやられておる事業所もあると思うんです。期間を決めずに順次点検をずっとやっているところもあると思うので、その期間に合わせてやれば効果的に検査もできると思うので、これはお願いしたいと思うんですけれども、消防長、どうですか、その辺。

#### ○ 山本消防長

確かに今言われましたように、四日市のコンビナート、さびさび、老朽化もあるというご意見を伺っております。ただ、老朽化といいながら、でも、当然、例えばタンクにしても配管にしても、定期修理の中で順次やってもらってはおります。ただ、その頻度は、やはりとどまることなく、定期修理でより一層更新というのも我々も今後指導してまいりたいと思っております。

また、検査の手法ですけれども、新たなご提案もいただきましたけれども、先ほど課長からも申し上げまして、例えば事業所の施設外へ出ておる危険物の配管とか高圧ガスの配管、特に危険物の配管は、我々そのときポイントポイントで立ち会いをしております。そのレントゲンの結果なんかも見せてはいただいております。いずれにしても、我々も当然検査の主体ではございますけれども、事業所の協力を得ながらいろんな手法を確認しながら、より一層の立入検査も充実を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○ 森 康哲委員

ちょっとずれるかもわからないですけれども、今これ、検査をされているのは、火災、爆発、そして漏えい、油漏れですね、そういう事故のいろいろなことに対しての出動状況

が書いてあるんですけれども、津波のときの対策、地震対策、これの検査というのはやられているんですかね。

#### ○ 奥村予防保安課長

地震対策についての点検というか、法的に定められているのについては当然させていただきますけど、津波については、防災診断の中で、事業所としてどういう対応をしているかというのは、立入検査というか、聴取は行ったりはしております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

例えば、議会報告会の中でも質問があったりして答弁したんですけれども、地震が発生した場合、漏れないような対策はどうしているのかということで、各パイプラインには弁がついていると、緊急遮断弁がついていて、それが自動的に作動するんだと。作動するのかどうかというのは、消防では点検はされていない。自主的な点検だけで、事業所の点検だけに任せているのかどうかということと、あと、例えば丸型タンクの場合、津波が来てタンク自体が浮いて流出しないかどうか。例えばコンクリートブロックで、周りを固めていただいていると思うんですけれども、そのコンクリートの耐用年数、過ぎていないのかわか、壊れてしまっただけでは役に立たないので、その辺の点検とかはどうされているのか。その辺、教えていただきたいんですけれども。

#### ○ 奥村予防保安課長

導管等については、先ほどお話しさせてもらったように、年に1遍現物は見ていますし、それ以外についても、立入検査は各企業が定期的に行っている点検表というのがございますけれども、それについても確認しながら検査を行うという形で立入検査を行っております。それから、コンクリート等の劣化については、当然劣化しているのについては、また指導もさせていただくという範囲ではありますけれども、立入検査のときに気のついたところ、土盛りのところが欠けているようなところがあれば、是正は図るようにはしております。

以上です。

## ○ 森 康哲委員

指導しておると今答弁ありましたけれども、実際にコンクリートの中身を見ないと、表面上だけではそんなわからない部分があったり、クラックの度合いでも、表面にあらわれている部分と内部的に侵食しておる場合があるので、その辺、やっぱり専門的な方に見てもらわないとわからないと思うんですよ。

あと、パイプラインやタンクの支柱なんかが、きちんとかたい岩盤まで到達して、それが腐食していないかどうか全然わからないわけですよ、表面上では。埋め立てて、塩分を含んだところをずっとくいが打ってあるわけですから、それが劣化している可能性も十分あり得るわけですよ。昭和40年代に埋め立てして、そういうくいは打たれていると思いますので、それを抜いて新たに打ち直したと聞いたことがないので、ずっとそのままだと思うんですけれども、やはりこれだけ地震の被害で津波が来る想定訓練を地域住民はしておるんです。それを、コンビナートというのがあるって、その安全性はどうなのかというので今回休会中所管事務調査をお願いしているので、やっぱり津波の対策というのは一番大きな課題になっていると思うんですよ。その辺の安全対策を消防本部や危機管理室はきちっとやっていかなあかんと思うんです。今までどおりではいかんと思うので、その辺の方向性だけでもやっぱりきちっと考え方、認識していただきたいんですけども、どうですか。

## ○ 市川副消防長兼消防救急課長

まず、例えば防油堤、それから土盛りというのもあるんですけども、例えばそこに亀裂が入っている、さびが浮いてきている、そんなような場合は、必ず私どもも指導をして補修をするようにしております。コンクリートの耐用年数というのは大体60年、そこからは強度が弱くなるというふうに、一般的にはこういうふうに言われております。防油堤を昭和50年の法改正で新たに強化をし直して、110%の容量に下さい、そのときにつくり直ししたり強度を変えたりしておりますので、年数的にはまだ60年というところまではたっていないのかなというふうには思っています。ただ、そこでふぐあいが出た、沈下をして道にすき間があいた、そういった場合は必ず補修を下さいというような形にしております。

それから、基礎なんですけれども、地中部分に入っている部分というの、やはり劣化は私どもは少ないというふうに考えております。基本的には、基礎部分のくいとかという

部分をおっしゃったのかなというふうに思うんですけども、基本的には岩盤まで到達している部分については問題ないというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

例えば、事業所の周り、事務所が建っているところと駐車場部分を見ると、明らかに地盤沈下していて、何mも段差ができているところもあるんですよ、事業所で。もう階段をつくらな上がれない部分とかがあったりして、道路もしょっちゅうひび割れたり地盤沈下するので舗装をやり直したりしているんですよ。くいが侵食されていないわけがない。なぜかという、埋め立てして、地盤が軟弱地盤である。そこへ海水が入ってくるんですよ、どうしても。海沿いであることから、侵食の度合いは、コンクリートであっても塩分を含んでおる風や水が当たるということは、かなり耐用年数も短くなると。計算しないといけないと思うんですが、通常のところのとやっぱり考え方を覚えてもらわなあかん。そう思うんですけど、どうでしょうかね。

#### ○ 竹野兼主委員長

今、森委員が言われているそういう想定の部分のところですけど、責任の所在的なものというのも重要なところなのかなというのは思っています。今、お話を聞いていて。行政側ができる部分のところ、それと、今言う津波対策の部分のところという、法律にはなかなかない状況もあって、そのこのところの部分では、行政側が責任を負わなければならないところと森委員が指摘する部分のところでは、責任はどこにあるのかなと。ひょっとすると、今のお話の中では行政では答えられない部分もひょっとしたらあるのかなと。ただ、この議論の中に、基本的にはどうなのかというのをまずお話しいただいて、行政のほうでどういうふうな方向性を考えられるのかという可能性の部分も含めて、もしよかったらお話をしていただけたらなと思うんですが。

#### ○ 山本消防長

今委員長が言われましたように、やはり個別法それぞれで、消防本部の場合、消防法なりの立入検査でもって、それぞれの法令上の基準に基づいた指導になってまいります。例えば今森委員が言われましたように、確かに事業所の事務所がだんだん地盤沈下して階段

がふえているのはよく存じ上げております。例えば、その個別法で、消防法の中で、一定のタンクについては、基礎地盤をどうしなさいこうしなさいということで、その審査のもとに今のタンクがございます。例えば、それで事務所の構造がどうのこうのというのは、やはり個別法の限界になってまいります。

それと、全般的に、じゃ、津波の災害にしてどうするこうするというのは、確かに今国のほうでも動きがございますして、それらの動きを踏まえて、新しい方針が出たらすぐに取り入れて、絶えず新たな情報を入手するようにいたしまして、すぐに対応できるようには構えてまいりたいと思っております。

### ○ 山下危機管理監

法律ではございませんけれども、コンビナートとの四日市市災害防止協定を平成27年3月に改正しまして、自然災害によるそういった防災についても、企業としても保安上の技術向上、要するに、保安上の安全の確保に努めなければならないという形での協定を結んでおりまして、それに対し、これは強制力というのは、あくまで協定でございますのでございませんが、私どもとしては、そういったことについても県さんとか消防本部と連携をして、当然住民の方が不安にならないような形で持っていきたい、取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上でございます。

### ○ 森 康哲委員

私が言っているのは、議会報告会で市民の方から、コンビナートの安全対策はどうなっておるのやと、津波が来たらタンクが流れてくるのと違うかと、積んであるコンテナが流出して市中に流れ込むおそれがないのかとか、いろんなことを言われるんですよ。ご心配されているんですよ。その要望として、どういう対策を、また点検をしているんですかとお聞きしているんです。何も事業所の耐震どうのこうの言っていないんですよ。タンクを支えている支柱がきちっと機能を果たすのかと、かたい岩盤まで届いているかどうか、それは確認してもらっていると思うんですけども、それが耐用年数以上に腐食は進んでいないかどうか点検されているんですかと、市民に報告できますかと、そういうことをお聞きしているんです。それを教えてくださいよ。



## ○ 真弓予防保安課課長補佐

消防法では、タンクについて基礎地盤の規定があります。これについては、くいというよりか、液状化しないような地盤にきなさいという形で、その対策が講じられております。

先ほどの津波対策のほうですけれども、これは消防法に法的にきなさいというあれはないんですけど、私も一番災害が大きくなるおそれがあるというのは、タンクから大量に液が漏れたという場合を想定しています。これらについては、タンクの弁を、直近に、緊急時に停止できるような弁を設けていただいています。特に危険性が高いものについては、1万k1なんですけど、こちらについては自動化です。その他、事業所へお願いしておるのは、シミュレーションを行っていただいて、もし津波対応のときに、人的に、マンパワーが足りないところについては、なるべく自動化してくださいというふうにもお願いしております。津波対策については、そのような対策を指導しております。

以上です。

## ○ 森 康哲委員

それ、前段でお聞きした緊急遮断弁のことでしょう。パイプラインとかタンクについている。そうではなくて、タンク自体が流れ出さないような工夫をどうしているのか、その点検はどうしているのかと。例えば周りのコンクリートの防波壁、そういうものの腐食の度合いとかは点検されたことはありますかと。地震で壊れる可能性があるので、その辺は大丈夫ですかと。あと、タンク自体が流れ出さないように支柱はきちっと機能するようになっていますかと。その点検は事業所任せなんですか、消防本部も点検しているんですかとお聞きしているんです。

## ○ 市川副消防長兼消防救急課長

まず、タンクなんですけれども、これ、以前もお話ししたかもわかりませんが、東日本大震災でいきますと、地上から7mを超えてしまうと、ほとんどのタンクがやっぱり浮かぶかと浮いてしまって流れた、大きなタンクはちょっと別ですけれども、流れているという事例がございます。それから、浸水深3mの場合、地上から3mの浸水深の場合には、配管が破断した。タンクはほとんど流れていないんですけれども、配管が破断した。浸水深が3m以下の場合では、タンクも流れていないし、それから配管も破断をしていない。私ども、3m以上になるところは、やはり国のほうの指導もありまして、先ほど真弓のほ

うから申し上げたように、緊急遮断弁というか、弁を閉めてください。やっぱり大量に危険物が漏れるのが一番危ない、全体に火が回ってしまったりする。タンクだけが流れるものに関しては物理的な影響だけになりますので、やはり液を外へ出さないというのが一番大事なのかなというところでございます。

構造を申し上げますと、大きなタンクにつきましては、支柱というか、全然とめてございません。置いてあるだけです。今その辺にあるタンクは置いてあるだけ。何を計算して置いてあるのかというと、例えば風加重、地震での転倒、それを計算してアンカーを置いています。ですから、大きなタンクについては、アンカーを打つ必要がないということになっています。小さなタンクは風の影響を受けたりしますので、アンカーを打ってくださいということで計算をしてアンカーを打っていますけれども、浮力にはやはり勝てません。

ですから、基本的に私ども、先ほど申し上げた、弁を早くやっぱり閉める。ただ、四日市の状況を申し上げますと、津波高が高いところで、今おっしゃられたとおりでして、4.29mというのが磯津の先で一番高い。例えば霞ヶ浦のコンビナートあたりだと3.61mというような数字になってまいりまして、例えば護岸は、例えば霞ヶ浦で申し上げますと、3.24mというのが護岸高です。30cmぐらい浸水すると。そこで一応計算を全て各企業がしています。自分のところが浮くのか浮かないか。どれだけの液量、液量が多ければ多いほど浮かないんですね。ですから、そのあたりのところ、液量をミニマムの量も少しふやせるものやったらふやしてくれと。最低限のところ、ここまでは事業所で例えば10%まで来たら入れるとかしているところを20%に上げてくれ、そこにしたときに浮かないかどうか、もう一度計算してくれやんかという話を私どものほうからさせていただいています。ですから、基本的には液が漏れないようにというのが主眼で指導しているということでございます。

済みません、以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

ただ、第3コンビナートに関しては、常に平常時でも地盤沈下しておるんですね。今言われた、事業所でくいがきちっと打ってあるところはそのままで、周りの駐車場や道路は下がっていつておるとい状況があつて、常に舗装し直しておる。地盤を改良してまた舗装をし直しておるんですね。それが、大規模な地震があつた場合、液状化はもう必須なんですよ。かなり地盤沈下が起きるのはもう想定しておかなあかんことなんですよ。今

護岸が3.何mあると言いましたけど、そうじゃなくて、地盤沈下したらほかの地域以上にあそこが地盤沈下するという事を考えなきゃいけない。その中にコンビナートが建っておるんですよ。

一番心配なタンクは球形のタンクなんですよ、球形。あれが一番危険なものが入っているんですね、球形は。円柱のやつはまだ重油とか爆発のあれはないんですけど、球形というのは一番安定しないものが入っている可能性があって、それが流れ出すのが怖い。あれは支柱があつてとまっておると思うんですよ。その点検というのをどうされておるのかお聞きしているんですけど。

#### ○ 奥村予防保安課長

先ほどお話のあった球形タンクについては、主に高圧ガスの関係のタンクが多くて、危険物については、先ほど市川のほうからお話がかったように、大きなタンクでも浮かないようにというような対策で現在やっているというのが現状でございます。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

申しわけないんですけど、今の話でいけば、市川副消防長からすれば、球形の部分については、アンカーもつけずにある一定の大きさ以上の部分については必要がないという、そういう安全性も含めた設計をやられている。安全性が確保されているのであれば、それをあえてチェックするという部分のところには、視点はそこに行っていないという状況かなと僕は思うんですけど。

#### ○ 森 康哲委員

もう一回言うよ。球形は支柱でとまっておるんですよ。かたい岩盤まで到達しておる支柱で支えられておるんですよ。それが流れ出さん工夫をどうされておるのか、事業所はやっておるはずなんですよ。その点検を消防本部はしていないんですかと。

#### ○ 竹野兼主委員長

だから、支柱の部分については、腐食の部分については大丈夫な状況であるというふうには認識していますと答弁されていますよね。それについてまだまだおかしいという話にな

っては、ずっと、いや、私はこう思うけれども、行政側の答弁はこうやって一応答弁として出ているわけですよ。それに対して、いや、私はそうは思わない、ここは危ないんじゃないかと言われても、それ以上答えられやんと思うんですけどね。

○ 森 康哲委員

全然違う。点検しておるのかしていないかを聞いておるんです。

○ 山本消防長

ちょっと整理させていただきます。

この資料の1ページにコンビナートを取り巻く法律が書いてございます。まず、森委員が言われました球形タンク、確かに霞ヶ浦のほうで丸っこい白いタンクに赤のラインがついているタンクがあると思います。あれは、この法体系の中で言うと、高圧ガス保安法の規制による構造基準になってまいります。すると、これは、県あるいは経済産業省の所管の法律になりまして、実は我々はこちらのタンク構造は立入検査もできませんし、詳しい内容は存じ上げません。一方、ある程度安定していると言われる円柱状のタンク、あれは油がほとんど入っているものなんですけれども、それについても、点検記録を、事業所が毎年、点検記録を残すように義務づけられております。我々は、その点検を、一緒に立ち会うんじゃないくて、クラックが入っているかどうか、その後どういう措置をしたという点検記録表を見せてもらって、チェックをかけているような状況になっております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、高圧ガスのやつは消防本部では一度も点検はされたことがないという理解でよろしいですか。

○ 山本消防長

おっしゃるとおりです。我々の所管する法律を超えた活動になりますので、法的にもなかなか困難でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、危機管理監にお聞きしますけれども、これはどこが点検しておるんですかね。どのタイミングで。

#### ○ 山下危機管理監

この高圧ガス保安法に、ちょっと私、法文を今読んでいないのでわかりませんが、県が所管ということであれば県がということになるのではないかというふうに今は考えています。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、県からの報告というものはあるんですかね。今までないんですか、消防本部や危機管理室のほうに。そういう点検した項目の報告自体はないんですかね。

#### ○ 市川副消防長兼消防救急課長

済みません。県からその結果というものは規定はございません。ただ、重大なことがあった場合には来る可能性はあると思っていますけれども、今のところいただいたことはございません。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、これはコンビナートの安全対策というコンビナート全体の安全対策を考える中で、所管が違うからここは全然わかりませんと。ここは国です、ここは県ですと。これは、行政の一番悪い、縦割り行政の悪いところで、住んでおる地域住民にとってはコンビナートはコンビナートなんで、分かれてないわけですよ。自然災害があった場合、そんなことを言っていられないので、ここは県の所管なので全然我々には関係ありませんと言えないんですよ、四日市の消防本部としては。対応せんならん、災害が起きた場合は。内容もわからんでは、これは非常に困ると思うんですよ。やっぱり連携をとってやっていただきたいと思いますと思うので、その辺はやっぱり密に安全対策に対しての情報交換をやっていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

#### ○ 山本消防長

済みません。ご要望ということで承りますけれども、ちょっとこちらの資料の7ページ

に、危険物安全管理強調月間ということで担当課長から説明いたしました。これで、この数年ですけれども、今森委員からも連携を十分にとということで、このテーマを決めた防災診断、事業所を全体でチェックするときに、高圧ガス担当の県の職員も一緒に同行をしてもらっております。

それから、その次のページですけれども、四日市市コンビナート安全対策委員会、こちらでも担当課長から話をいたしましたように、三重大学の工学部の先生からいろいろ事故の原因についての分析についてのアドバイスをいただいております。この場合に、三重県の高圧ガス担当職員、あるいは労働基準監督署の担当の方々にも参加いただきまして、十分な意見交換、あるいは情報を密にするような努力はさせていただいております。引き続き十分な連携をとってまいりたいと思っております。

#### ○ 竹野兼主委員長

他に何かご意見ありますか。

#### ○ 中村久雄委員

続きは、もう最後で森さんが言うたところがあるんですけど、四日市市地域防災計画が出たときに、その他の災害というところでコンビナート防災が記述されておったのが案で出てきて、やはり四日市、コンビナートというのが大きな特徴でありますので、これはコンビナート防災という形の特出し、ちゃんとした項目で上げてくれというお話をして、そのとおりになったわけですが、一番危惧しておったのが、やはり法律が違うという中で、やっぱり行政の中で、これは県やから、市はここまでしかできやん、ただ、住民のそばにおるのは四日市市ですから、その中で、やっぱり連携を、先ほど球形のは高圧ガスやと言って、わからんという回答では、千葉県市原市でしたっけ、タンクがごろごろと転がってきた映像をもうみんな目の当たりにしているわけですから、その心配がある。例えば、ごろごろと転がった球形のタンクで、あれはたまたま定期修理のときに起こってきたと。だから、中のガスがなかった。空っぽに近い状態だったから転がったということで、それを受けて、市内のコンビナート企業では、定期修理のときにガスを抜くんじゃなく、抜いたら、次、水を入れて空っぽにしない対策をとろうというところに決めましたという話を聞いたんですけど、そういう定期修理の方法とかいうことが、それもほかの企業でも、1企業ですから、その話を聞いたのは、ほかの企業でも高圧ガスについて安全な

方法というのにも指導して行ってほしいんですよね。そのためには、県としっかり連携をとって、そういう情報をとり合い、まして、一番要望したいのは、本当に三重県の中でコンビナートは四日市だけなんですから、県と一緒にあって、高圧ガスやったりコンビナートの防災対策という面で、一緒になってできやんのかというのが一番の要望ですけれども、そこにはいっぱいハードルもあるでしょうから、ただ、本当に連携をとっていただきたいというのがもう最後に言いたかったことです。

つけ足して、もう一件だけ。

緊急遮断弁の話。緊急遮断弁の自動化をお願いしておるところで、私の地域にもパイプがいっぱい通っています。その安全説明を企業に聞いても、これはもうぱちんととまりますから、後、中に残ったやつが燃えて抜けますから安全ですよと言うんですけど、遮断弁が自動にとまるかどうかというのは、点検ってされているんですかね。そういうテストとか。そういうのは市は把握していない。

○ 奥村予防保安課長

法で定められた定期点検もございますので、作動を含めて点検はしております。

○ 竹野兼主委員長

事業所が。

○ 奥村予防保安課長

事業所です。私どもではしていません。

○ 山本消防長

先ほども言いましたように、事業所が定期点検する義務がございます。我々はその点検記録を見せてもらって、再度チェックをかけているような仕組みになっております。

○ 早川新平委員

先ほどの森委員の指摘と少し関連のところがあるんですけども、きょうこうやって休会中所管事務調査でコンビナートの安全対策についてというのを所管事務でやろうというのは、第1コンビナート付近の塩浜で議会報告会をやったときに、地元の方たちが、特に三

菱マテリアルも含めて非常に事故が多い。議会のほうから企業さんに対して意見書を出してくれというところから始まっています。今、2人の委員が指摘をしたように、住民にとっては縦割り行政のところは全く関係ない。そのところ、2人も指摘をされたんですけども、法的な問題は当然あるので、市がでしゃばってできない。でも、できないからそこでとまるのではなしに、先ほど重大な件があったら県からも報告が来ると言うけれども、連絡は密にとることはできるし、四日市側から住民を守るために、管轄は違うけれども連絡だけはきっちり取るということは、これはできるはずなんですよね。それは、いや、この枠があるからといってそこでとまるのではなしに、四日市市民を守るという大きな大義のところでは、でしゃばってでもやってもらわな、住民というのは特に不安。

先ほど4ページの表を見させてもらっていて、平成25年から平成27年まで第1から第3コンビナートの中の消防車の出動件数、これは消防長もよくわかっておるんやけど、第1コンビナートがずば抜けて多いんやわな、ずば抜けて。三菱マテリアルで甚大な被害、犠牲者もおるにもかかわらず、先日もまた同じところでやっている。そうすると、今ここで問題になっていたのは、点検、点検というけれども、点検したら、じゃ、絶対ないのかというと、先ほどの冒頭からの説明でも、人的被害と、それから施設の老朽化という問題がある。平時でさえもこういうことがあったら、本当の有事で大震災が来たときに、今アンカーの話もずっとされていたけれども、法的なところはあるんやけれども、これを何とかせないかん。

先ほど浸水深の話をしていて、先日も危機管理監にちょっと指摘をして、浜園のところに、アンカーやなしにコンテナを置いてあるわけや、コンテナが。あそこに今材木も置いてあるんやわな。あそこの浜園のところって、1.38m浸水するという予測が出ているわけや、シミュレーションで。これは、アンカーとかそんなものやなしに、我々、皆さん若いで経験されていないけど、伊勢湾台風で名古屋とかは流木で全部施設を壊していった。家も壊した。堤防を壊した。だから、余計な甚大な水害が起きたという経歴があるにもかかわらず、今は空コンテナが浮くというのは当然わかっているわけですよ。四日市港管理組合にしたら、多段積みになっているとか、だから、流出の可能性は少ないとか言うけれども、現実、空コンテナやったら40フィートでも30cmあったら浮くということが出ているので、そこへまた木までこの間から置いてあるわけや。だから、あそこは浸水すると出ているわけですよやんか、県が出してきた予測図で。だけど、先ほども言った4.29mというのは、一番磯津が高い津波の予測をしているけれども、堤防は5m強あるから余裕が1mぐらいっ



て、四日市は沿岸部があるけれども、これを何とかせいというのはできやんのやけれども、100%は液状化が起こるといのは、四日市、わかっているわけですよ。だから、津波が77分後に第1波で来るんやけれども、津波浸水予測図といのは、15分や10分で浸水して書いてあるわけや。じゃ、これは、堤防が機能しないという想定で出しているわけやな。だから、僕はいつも言うんやけど、あれは地震浸水予測図やと出さんと、津波が77分後しか来んのに、第1波が、10分や15分で浸水するといのは何やという、市民の方といのは非常に理解ができやんわけや。津波が77分後で第1波しか来ないのに、10分、15分で浸水するといのはどういうことですかといのはいっぱい聞かれる。そうしたら、今ある防潮堤が機能しない可能性がある。だから、あれが壊れたら入ってきますよ。これは地盤沈下とか揺れによって壊れるからという浸水を出しているわけですよ。どんだけこういうところで机上の議論をやっておっても、現実にはそれを超える想定外といのが出る可能性が多々あるわけですよ。法的な問題でこれ以上はできないといところはああるんやけれども、一步できるところ、先ほどの県の管轄やったら連絡を密にとって、消防本部が全部集約するか危機管理室が全部集約するか、特に危機管理監といのは、僕は一番重要なポスト、行政が気をつけてくださいといたって、事業主ってみんな事故したくないですよ、多大な損害を受けるので。だけれども、行政側ができるといのは、企業に対しての連絡、あるいはこういうところが不備やから徹底して直しなさいという指導、これ、行政ってここまでしか、僕がいつも言うのは、四日市の海岸で一番怖いのは、四日市港管理組合の範囲と市の範囲と県の範囲の堤防があるわけですよ。あんなの、有事で本当に壊れたときに、いや、これ、市の管轄で、県やからって手をこまねいて見ひんと思うんですよ。平時やったら分かれておってもええけれども、実際に有事になったときには、とりあえずとめなきやあかんといのが第一義にあるのに、そんな縄張り争いなんてやっている暇はないんですよ。だから、そこの意識を消防本部なり危機管理室といのは、四日市の31万人の市民を守るという使命を持って、壁を越えてでも県に毎日でもええで連絡をとってほしい。重大なものは連絡が来るといいうけれども、ささいなことでもやらんと、特に僕はここだけちょっと聞きたいんだけど、4ページの、何で第1コンビナートだけ15件、昨年、消防車の出動事案って書いてあるけれども、これには何か理由があると思うんやけど、消防長から見て考えられる理由って何かありますか。例えば老朽化が考えられるとか。その原因がないと対策が打てないので。特に第1コンビナートは住民と近いので、森さんが言う霞ヶ浦のコンビナートといのは出島になっているので、

喫緊度が違うと思う。私らは、羽津や富洲原や富田に住んでおるので第3コンビナートやろうけれども、第1コンビナートの方って非常に危機感を持っている。特に三菱マテリアルの事故以降、特に強く感じるので、ここのところだけちょっと、考えられることだけ教えてくださいよ。原因、絶対把握していると思うので。

○ 山本消防長

一つにつきましては、第1、第2、第3コンビナートを並べて書いてありますけれども、危険物の施設のまず総数が多うございます。

○ 早川新平委員

第1コンビナートが。

○ 山本消防長

第1コンビナート。ちょっと詳しい数字がわかりませんが、分母が大きいというのが一つの理由であろうかと思っております。

あと、詳細な理由につきましては、ちょっとまた担当のほうからお願いしたいと思えます。

○ 奥村予防保安課長

昨年、三菱マテリアルさんがちょっと続いたんですけれども、やはりちょっと人的なミスも多かったもので、私どももちょっと重大視して指導もさせていただいたというのが結論なんですけれども、見ていただくと、やっぱりちょっと第1コンビナート、特に去年の場合、特に15件と多かって、何でやという不思議なところなんですけど、第1コンビナートは施設も多いもので、毎年10件前後が見ていただくとあるんですけれども、去年は本当に特に際立ったものであるんですけど、主だったところはやっぱり人のミスが多かったということは現実であります。そこについて指導はさせていただいたと思っています。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

事業主さんは、やりたくないんやと、事故なんてしたくないってもう必死に思っているわけや、誰に聞いても。数字として出てきて、行政が今答弁していただいたように、結果として大きな事故を起こしているのであれば、人的なところというのは、頑張れば限りなくゼロに近くなっていくけれども、物的な老朽化とか、そのこのところとのすみ分けをきちりしておかんと、人的なところをどんだけ法律を決めてあったって現実起こるということを、限りなくゼロに頑張っていたきたいなというのが、本当に要望ばかりしかならんやけれども、自分たちでできるところ、垣根、行政の縦割りの一番弱いところは連絡を密にして、消防長がとってもらうのか危機管理監が主導権を握るのかというのは、1本に指揮系統をしておかないと、責任のなすり合いという結果になるので、それだけは肝に銘じていただきたいというふうに思います。

#### ○ 奥村予防保安課長

連絡体制ですけれども、例えば事故があると、必ず私どもに来る電話と一緒に県のほうにも言って、連絡をそれぐらいは密にして、どれぐらいの規模でおさまっているとか、そういう対策はもう私どもがするのと同時進行で向こうにも連絡は入るようにさせてもらっています。

以上です。

#### ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

先ほどの浜園のところ、あそこでも四日市港管理組合の範疇やからというても、住んでいるのは四日市市民やで、浸水すると言ったら、これ、危機管理監、山下さん、一番よくご存じやろうけど、現実にはへっちゃらでああいうところに置かせておる。あれ、民間に許可を出しているのは四日市港管理組合やろうから、そこだけはきちりしておかんと、我々、東日本大震災の後に仙台へお邪魔したときに、コンテナが女川まで流れていった、流れるものは流しましょうと、全く違う方策を考えられて、ふつうやったらコンテナとか流出するものは、鳥かごみたいに中でとめようというんやけれども、そうすると、港の機能上、作業効率が悪いと。だから、流すのは流しましょう、ただ、流れた流出物が、護岸を、防潮堤とか、それを傷つけないような対策をとるという形で、今はやっておるかどうかわからないですよ、ただ、1年後に防災対策調査特別委員会で仙台へお邪魔したときに、

仙台港から女川へ流れたと、100km、そういった対策を現実にとっておるということを言っていたので、それが、そうせいというのではなしに、何が一番ベストで、住民が水害から一番守れるかという方策を考えていただきたい。よろしくお願いします。長くなりまして済みません。

○ 竹野兼主委員長

他に。

少し休憩とりましょうか。

11 : 14 休憩

---

11 : 22 再開

○ 竹野兼主委員長

委員会を再開いたします。

○ 藤田真信委員

よろしくお願いします。

ちょっとお伺いしたいんですけど、7番、8ページの、市の取り組みについてというところで、両協議会とも年2回開催しており、企業、地元住民というふうに書いてあるんですが、地元住民の対象者だけ教えていただけますでしょうか。

○ 奥村予防保安課長

連合自治会長さん等になるんですけども。

○ 藤田真信委員

あと、その下の環境安全対策及び災害事案等についての協議及び報告というふうに書いてあるんですけども、具体的には4ページに書いていただいているような事案、例えば火災、爆発、漏えい、その他の部分についての協議、報告ということによろしいでしょうか。

○ 奥村予防保安課長

あった事故についての報告を企業のほうからやってもらっています。

○ 藤田真信委員

まず、報告、コミュニケーションをとっていただくということなんですけれども、先ほど来の防災ということとはまたちょっとずれて、特に火災というか、その部分に絞って限定していただいてもいいと思うんですが、とにかく今起こっている火災であるとか漏えいであるとかという部分のところでの説明というのが年2回ということによろしいですよ。その年2回で、なおかつ対象は連合自治会のみということによろしいですよ。私が思うのは、やはり火災とかそういうものがあつたときに、具体的な内容をもう少しちょっと広い範囲の対象にやっぱり報告なり情報公開していくべきだと考えるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

会合につきましては年2回ということになっておるんですけども、実際に起きた場合も、まずは協議会の連絡のルートが決まっております、例えば、市のほうから地区市民センター館長、館長さんから自治会長のほうへ、それから、もう一つのルートが、事業所側から自治会長のルートへということで、まず起きたときの連絡ルートが決まっております。

それから、あと、個別ではありますけれども、各自治会さん、周辺自治会の皆さんに、これは事業所からですけども、こういった事故でこういうふうな内容でしたというところまで報告をされているというふうに考えています。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

報告のほうはそういう形で万全というか、ある程度広い範囲で周知していただいているということだと思んですけど、やっぱり住民の方のどういう部分でまだまだ不安が解消できていないかというところ、火災とか爆発とかそういう部分も相当不安だと思つたよ、地域住民の方々というのは。やっぱり地域住民の方々が議会報告会でこうやって来て

いただいて、今回は津波の件でしたけれども、お話をいただいたと。でも、まだ潜在的にいろいろご意見って多分あると思うんです。こんなのでこんなに火災が多いんやとずっと思ってみえる、でも、なかなか情報がなかなかわからないという方もおみえだと思うので、ヒアリング、情報をもっと住民のほうから、どこが不安、特にどういうご不安をお持ちかというところの吸い上げというか、そういうところもしっかりとやっぱり取り組んで、ちょっと仕事をふやすようなことで申しわけないんですけれども、取り組んでいただきたいと思うんですね。じゃ、具体的にそれをどういうふうにすればいいかといえば、やっぱりこういう会合をもう少しこまめな形で複数回やっていただくとか、地域ごとにもう少し丁寧にやっていただくとか、議会報告会みたいところで、各地域吸い上げていただくような、そういった取り組みというのはできないのでしょうか。

#### ○ 増田危機管理室長

地域からの情報の吸い上げというか、要望とか、危機管理室も消防本部のほうも同じなんですけど、地元へ結構お伺いする機会が多うございます。後ほどちょっとご報告させていただく、例えばサイレンを鳴らすときとか、それとか、少し大きな災害が起きたときに各地域を回らせていただいたりとか、それとか、年に1回ほど地域を回らせて、それぞれいろいろなご要望とか、そういうような意見を聞く中で、そういう話は、なるべく地域のお声を聞くようにはさせていただいているということでご理解いただけたらなと思います。

#### ○ 藤田真信委員

ありがとうございます。理解はさせていただきました。

やっぱり情報をこちらから開示するというふうなことで徹底するというのももちろん大事なんですけれども、やっぱり少しでも吸い上げるということも大事だと思うので、その辺、引き続きそういう形で取り組んでいただければと思います。どうぞよろしく願います。

#### ○ 竹野兼主委員長

他に、他の委員の方、いらっしゃいますか。

#### ○ 樋口博己委員

2点あるんですけれども、1点が、前半で高圧ガスの丸い球体について連携云々という話があったと思うんですけど、国土強靱化地域計画の中で、脆弱性評価で数値化ということで、来月ぐらいで状況報告いただくと思うんですけども、その中で、コンビナート対策というところも委員の皆さんからしっかり数値化ということで要望が出ていたと思います。今言われた球形のタンクなんかのそういう脆弱性の数値化とか、そういうこともやっぱり県に情報をもらいに行つて、そういうふうに提示していくべきだと思うんですけども、その考え方はどうですか。

### ○ 山下危機管理監

国土強靱化地域計画の脆弱性評価のご質問をいただいてから、各課まとめてまたご報告する機会を設けたいというふうに思っていますが、今、市の中の話で、また民間のほうとか県さんのほうにはまだ行っていない状況でございますが、一応先ほど来県との連携というのも非常に私どもも強くしていく必要があるというふうに認識しておりますので、その辺も含めて今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

### ○ 樋口博己委員

そういうことをやるように市民からすれば境目はないということで、市にある施設全般でとれるものは全部とって数値化、数値化したらきちっと提示して、今どういう状況なんだという現状報告ですので、そこからどうするかというのはいろんな議論があるかと思いますが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

あと、6ページの危険物施設の立入検査なんですけど、これ、おおむね2年に1回は検査しますよというふうなここに報告いただいています。平成24年度は886施設なので2年で一巡はできていないんですけども、平成26年度は2年で一巡できる数値になっています。これは、消防法で2年に1回は一応するという規定、検査基準になっているのか、ちょっとちらっと見たんですけど、どうも載っていないような気がするんですけど、2年に1回というのはどういう考え方でしてみえるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

### ○ 市川副消防長兼消防救急課長

もともとは3年に1回程度ということで、平成24年度からなんですが、3年に1回程度というふうにしてまいりました。最近は少しやはり頻度を上げようというところで2年に1回程度は行けるようにということで、数値が少し変わってきておるといようなものでございます。

○ 竹野兼主委員長

2年に上げようとした理由的なものというのは。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

やはり地震もあった、いろいろな部分で事故もある、そういったところの抑止というよな面でも、やはり頻度を上げながらそういうことをしたいということで上げてまいりました。

それから、法的な根拠ですけれども、立入検査ができるという根拠規定があるだけで、回数は全く決まっておりません。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、状況を鑑みて3年に1回程度から2年に1回に努力していただいているということですね。わかりました。

あと、立入検査に対して、事前に必要であれば通告するというような表現になっておるんですけど、これ、実際どうなんですかね。事前に通告している割合というのはどれぐらいなんですかね。

○ 奥村予防保安課長

全部事前に通告はさせていただいています。必要がある場合は緊急に行きますけれども、通常であれば事前連絡はさせていただいています。

○ 樋口博己委員

必要であればというような表現になっておるんですけど、毎回必要だという判断をされておるんですね、今まで。それは、調査を円滑に進めるという意味合いが大きいんだと思



うんですけど、時にはそういう事前通告なしでする必要性もあるかと思うんですけども、その辺、どうなんでしょうかね。事故があったときは当然ですけども。

#### ○ 真弓予防保安課長補佐

事業所の方にも負担を強いることになりますので、できるだけ今までであれば事前通告をさせていただいているところではありますが、今後はその辺も検討させていただきたいと考えております。

#### ○ 樋口博己委員

そうですね。立入検査の相手方に対する事前の通告の必要性を検討する。検討した結果、必要と認められた場合は通告するとなっていますので、間違いはないですね。ということは、通告しないというのが前提で、必要があるかどうかを検討した結果、通告するというふうに取り得られると思うんですけども、今の現状どうこうとは言いませんが、意図するところはやっぱり抜き打ち検査ありなんだということだと思いますが、何かあるんですかね。

#### ○ 山本消防長

委員のおっしゃる抜き打ち検査の必要性も十分認識しております。ただ、今少し言いましたように、コンビナートの事業所へかなりのボリュームの資料を事前に用意していただいて効率的にやるというやり方で事前通告をしております。だから、通告なしで立入検査をするというのは、例えば歌舞伎町の雑居ビルが燃えたときからいろいろ法律が変わってきまして、そういったところへ通告なしに、夜のそういったスナックとかそういったところの雑居ビルの立入検査をするという経緯もございまして、そういうふうな法律の言葉も変わってきたというふうに認識しております。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、この立入検査というのは、全体的なことを示している中で、コンビナート企業に対して、いろんな準備が要るから事前の通告は現状しているというニュアンスですかね。それは理解しましたが、時と場合によって今後も事前通告ありきではなくて、そういうこともしっかり検討させていただきたいと思います。

○ 谷口周司委員

ちょっと関連で教えていただきたいんですけど、今回、コンビナート事業所施設で2009施設、立入検査とかもあるんですけど、危険物の施設、あと2000施設ちょっとあると思うんですけど、そこへの立入検査というのももちろんされていると思うんですけど、ここは2年に1回とかそういうペースではないと思うんですけど、されているのはされているんですね。

○ 奥村予防保安課長

おおむね5年に1回にちょっとなりますけれども、確実に計画を立てて行っています。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 康哲委員

8ページの7番なんですけれども、協議会が二つ立ち上がっていて、第2コンビナートはないんですよ。市とコンビナート事業所と地元と一緒に協議する場というのが今までつくられていないと思うんですけども、それのかわりになるようなものは何かやられているようなことはあるんですかね。

○ 増田危機管理室長

第2コンビナートのほうなんですけれども、橋北地区のほうで、橋北地区とコンビナート企業とのこういうような報告の場というのがあるというのは聞いております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

その場合には、橋北地区の自治会とコンビナート事業所だけなんですかね。市は入って

いないんですかね。

○ 増田危機管理室長

橋北地区のほうには行政のほうは入ってございませんですけども、行政というのは、地区市民センターの館長がその中には入っているというふうに聞いてございます。

○ 森 康哲委員

できればの話ですけども、やっぱりコンビナートというのは第1、第2、第3つながっていて、地域住民との連携ということであれば、危機管理室なり消防本部なり間に入って、話し合いがスムーズに進むこともあると思うので、そういうところも働きかけていったらどうかと思うんですけども。

それと、以前にこの委員会の中でお願いして提出していただいた霞ヶ浦地域公災害防止協議会の事項書、あと、やりとりの内容は出していただいたことがあるんですが、地元の消防団が入ってないよねという話もそのときにしたと思うんですよ。地元の自治会しか入っていないので、安全ということであれば、消防団どうなっておるのという話もしたと思うんですけども、その辺、話は進んでいないんですかね。

○ 増田危機管理室長

この入っている委員の構成なんですけれども、それぞれ地域と企業側、そういうような形で覚書を交わしてございまして、その中に委員の構成も書いてございまして、その中に地域住民の代表者9名というような形で霞ヶ浦地域公災害防止協議会のほうには書いてございます。ですから、その中で、出席者を地域のほうでお選びいただくという形にはなっております。まだ消防団の部分について、まだその部分についての、担当部局がこれは環境部になりますんですけども、そちらのほうの話としては、まだ進んでいない状況でございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

以前も話をしたように、消防団というのは、コンビナート災害が発生した場合も出動する。防災の地域の中のかなめになってくるところになるし、特に津波避難ということであ

れば、事業所の避難誘導も担うわけなんですよね。コンビナートの中で事業所の職員の避難誘導というところもあわせてやっぱり内陸部のほうへ誘導していくというのも、救助も含めて出てくると思うので、自治会とともに消防団もぜひそういう会には出席させて、共通の認識を持つ必要性はあると思うんですけれども、第2コンビナートの橋北地区だけでやっている取り組みも含めて、消防団の活用というところではどんどんどんどん積極的に取り入れていただきたいと思うんですけれども、市川さん、その辺は考え方はないんですかね。

#### ○ 市川副消防長兼消防救急課長

この話は環境部さんに伝えてあるんですけれども、今のところやはり今のメンバーでというのが答えになっているのかなというのがありまして、ちょっと理由とかは特にはありませんけれども、今のところは自治会の役員さん、企業の事業者の代表、それから行政が参与としてということで参加するというところでございます。済みません。

#### ○ 森 康哲委員

私も消防団の一員なので、コンビナート災害に何度も出動したことがあるんですけれども、やはり危険物がどこにあるかとか、従業員が何名ぐらいいるかとか、いろんなことの情報がないんですよね、消防団のほうに。災害が発生すると事業所の入り口で待っておれと、待機せよということだけで、中で何が行われているのかもわからない。そういうのが多々あるので、やはり情報というのは、共有して初めていろいろな行動に移せると思うので、消防団というのは地域に溶け込んだ防災のかなめだと思いますので、その辺の活用というのも消防本部は考えていただきたいと思いますので、意見、要望として受けとめていただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

次の予定もありますので、この件につきましてはこの程度とさせていただきますと思います。

きょうの調査につきましては、コンビナートの安全対策についてということだったんですが、大きな視点の中で、津波などの大きな防災対策というところはありませんでしたが、あく

まで調査としてはコンビナートの安全対策という視点のところで報告書をつくらせていただきたいと思います。それでよろしいですね。そのことも視点に入れた形での報告書につくっていきたいと考えておりますので、その点だけご確認をさせていただくとともに、その内容につきましては一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

それでは、一任いただいたということでよろしく申し上げます。

そして、議長名で事業所に対する注意喚起文書の提出というのは、委員会の中でそれはするべきやという話だったんですが、内容の部分について、何を注意するのかというのが、なかなか、議会の例えば議長名で送るということは、議会としてこれがどうしても必要だという部分のところをもし出す場合には、当然議長にお願いしなければなりません。そのところについては、この部分がどうしても必要なんだ、これをどうしても出したいんだという意見があればお願いしたいと思いますし、あと、提出についてどのように考えられるのか、ちょっとご意見をいただけませんかでしょうかね。

議会としての意見というふうな言い方で、私自身としては、今言われた県の、森委員、早川委員たちのお2人がお話された連携、市は窓口であるという意味合いと、それから連携していただく必要があるのではないかという強い要望、ご意見があったと、それを例えば議長名で前へ進めるというのは、なかなか今の話を聞いていても思い浮かばないんですが、これについては、内容的には、まだまだ足りやん、全て整っているというわけではないけど、その要望の部分について今後対応していただくというような話の中で、あえて注意喚起文書の提出を議長にお願いするというのは、私自身としては言葉を見つけれないという状況なんですけど、もしどうしてもこの部分が必要なんだというのであれば、それを検討させていただくという部分かなと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○ 中村久雄委員

今回のところでは、やっぱり物的要因のところをハード的にどうなのかというところがやはり一番行政としては言うところだったと。これを各事業所に事故を起こさないでくれということでしたら、やっぱり人的要因は企業にお任せするしかないよねと、実際そうな

んですよね。企業の業績のこともある、コストのこともある、教育体制のこともあるというところを、やはりお願いしかないですわね。だから、これだけ事故がふえている、事故の発生した日も見てみても、正月休み明け、やっぱり土日に事故が起こることも多い。やはり人間のやることですから、気の緩み、この間あった事故は、作業された方が、指示とかマニュアルを守らずに巻き込まれたというところですけども、そういう、やはり教育面のほうをしっかりとやっていただいて、非常に地域住民は憂慮されているよというところで、教育、マニュアルの徹底をお願いしたいというような文言のものにしかならないかなというふうに考えていますけれども。

以上です。

○ 早川新平委員

今中村委員おっしゃったように、人的、例えば平成26年度、総数23件、平成27年度、総数16件、その中の人的要因というのが70%、60%を占めておるという現実があつて、企業は当然努力をしておるのやけど、より一層のマニュアルなりに留意をお願いしますというところしか僕は言えないと思うんやけどな。

○ 竹野兼主委員長

それを議長名でコンビナート企業のところにお話をするものなんですかね。

○ 早川新平委員

するというよりは、文書で通達してくれというのが強い要望やったんやな。議会報告会で。だから、その内容を委員長は憂慮しておるわけじゃないですか。でも、今の話を聞かせてもらって、理事者側もやることは全部一応やっておるというところで、この数字から見ても、5ページの人的要因が70%、60%と過半数を占めておる。人的要因というのは企業の努力で減らせれるところがあるので、そこしか言えないのと違うのかな。

○ 竹野兼主委員長

そういうところの問題はあるんだろうなという部分はわかるわけですよ。問題点は把握されたと思うんですけど、それを議長名で出すという部分のところというのはどうなのかなというの僕は思っているわけなんです。というのは、例えば、きょうのコンビナート

の安全対策についていろいろ話させていただきましたけど、一応市としては企業を誘致したいという思いもある、全体的に見て。この部分のところについて、もし、この注意喚起文書のところの部分も含めてですけれども、もう難しいのやったら移転していきましようというような方向性にもならんとも限らんというような憂慮を僕は思っています。というのは、当然そこにおればメリットもあればデメリットもあるという意味合いのところ、これは、私自身が思うのは、きょう総務常任委員会の委員の皆さんがどのようなコンビナートの安全対策を行っているんやというのを市民の皆さんに少しでも説明できるような環境は整ったのかなと。それを議会全体という部分のところ、文書を出すということについては、なかなか議長に対しても、そういう意味合いを含めると出しにくい部分ではあるのかなというふうに自分自身は思っているもので、あえて皆さんにご相談ですけど、本当に出す必要があるのかなというところを私自身は本当に懸念しているので、そのところをちょっとご理解いただいて。

#### ○ 早川新平委員

委員長の危惧しているのはよくわかりますけど、先ほどの説明の前段で、企業を誘致しておるのにこれが足かせになるというふうなことを言うけど、それは僕は全く別やと思うんですよ。どんだけ理由があっても、安全はやってくださいよと。これは法的に何の規制もしていないわけや、こういうことをやりなさいとか。ただ、人的な要因でより一層の強化をお願いしますという、僕はそれよりは、出すことよりも、それが何の効力もないということが非常に、パフォーマンスに陥らへんかというところは危惧しておる。

ただ、地元の自治会長さんが切実な思いで出してくれという思いがあったんですよ。だから、それとおりにする必要はないけれども、それは切実な思いやと思っているので、何らかのアクションを、だから、委員長と議長で、いやいや、もう出さんでもええというんやったら、その了解だけでええんと違う。

#### ○ 竹野兼主委員長

わかりました。今の話のところ、こういうような形で総務常任委員会としては議会報告会の中で注意喚起文書を出していただきたいというお話があって、一度今回の内容も含めて、こういう意見があったというのも含めて議長のほうに相談をさせていただく。それを実施するかしないかというのは、申しわけないですけど議長にお任せさせていただくと

いうことでよろしいですかね。

○ 中村久雄委員

早川さんのおっしゃったのと同じように、委員長の発言やったら、議会は企業が出ていたら困るのでちょっと発言を猶予しようとか言ったら、もう立入検査も手心を加えようかというのも同じような意味合いになっちゃうというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

それとは全然意味合いが違う。

○ 中村久雄委員

大事なところは、我々議員は市民の代表として、非常に四日市市民はこのことを憂慮しているというところを。

○ 竹野兼主委員長

申しわけないんですけど、議会としては34人の代表として今議長がいらっしゃいます。その中で、全会一致の部分の中であれば議長名というのもオーケーなのかなと思うんですけど、そういう意味合いのところがあるということも含めて、議長に相談させていただきたいというのが僕の意見です。

○ 森 康哲委員

それは違う。委員会で諮ったんだから。

○ 竹野兼主委員長

だから、委員会としてお話しさせていただきます。あくまで、そうしたら、出すべきだ、出さないべきだという部分のところを諮ったほうがええかな。一回それを、そうしたら、出す文書をちょっとつくってもらえます、中村委員。

○ 中村久雄委員

俺が。



○ 竹野兼主委員長

だって、出したいという意味合いのところで思いがあるわけですから。

○ 中村久雄委員

先ほど発言したとおりですよ。それしかないもんな。

○ 谷口周司委員

出すにしても、やっぱり地元の人からかけ離れては意味がないと思うので、ある程度地元の人がどういった内容の注意喚起を、これは絶対にしてもらいたいというところもあると思うので、やはり地元住民の出してもらいたいという思いというのも、あのときは結構漠然と言葉だけだったので、それこそちょっとこんな内容はきちっと織り込んだもらいたいとか、そういったものがないと、なかなか検討に、今の段階で諮られても、どういった内容を注意喚起を出すのかというのがわからないので。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。ちょうど地元の議員さんがいらっしゃいますので、地元の議員さんと地元の方とお話をさせていただいて、こういう文章を考えておるんやけどというのをもしよければ提出していただいて、それを皆さんで見てもらう。これもあえて委員会でもう一回、これをどうするのだという話をするということは、ちょっと私自身としてはやる部分ではないと思っています。議長に、こういう部分があって、これを文書として出してもらえませんかという、皆さんにはその内容もお配りさせていただくとともに、議長にお願いに行くというような立場でお願いしたいと思うんですけど。

○ 中村久雄委員

大事な問題は、この間あった話でも、議会としてコンビナートの事故が多発しておることをどういうふうに考えているのや、どういうふうに見ているのやというところが大きなニュアンスを占めておると思うんですよ。だから、そういう発言をされた方やったり地元の意見というのも、議会がそういう今の状況なんかを聞いて、議会としてはどう捉えているかというところが一番大事だと思うんです。

○ 樋口博己委員

時間かかってますので、理事者の方はもういいんじゃないですかね。

○ 増田危機管理室長

報告だけ1点。Jアラート。

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、済みません、途中ですが、危機管理室より先日配付いただきましたJアラート全国一斉情報伝達訓練について皆さんのところに報告書を送ってもらったと思うので、これについてだけ説明をいただきます。

他の理事者は退席していただいて結構です。

じゃ、説明をお願いします。

○ 山下危機管理監

お忙しい中時間をとっていただき、済みません。

昨年11月25日にJアラート、全国一斉情報伝達訓練を行いまして、それに私どもの防災行政無線固定系のスピーカーによる放送について、非常に聞こえにくかったということについての原因を調査した結果について簡単に報告をさせていただきますので、室長から報告させますのでよろしくをお願いします。

○ 増田危機管理室長

済みません。もう既にお手元にお配りさせていただいている内容でございます。

11月25日にJアラートの全国一斉情報伝達訓練がございまして、そのアンケート調査も各地区でやらさせていただきました。その結果が1のところに書いてございまして、実際にアンケートが戻ってきた分については479件ということで、そのうちの聞こえたというのが37件、8%というような形です。内容は聞こえなかったけれども、鳴っているのはわかったというのが102件ということで21%、全く聞こえなかったというのが305件で64%というような形になっております。

その原因をちょっとつかませていただくために、当然設置した事業者、それと、県、国

にも問い合わせをした中でわかってきた内容がここに書いてある内容でございまして、実際に内閣官房で平成26年にちょっとシステム改修をして、そのシステム改修をしたときに、発信する音源が通常の音源より2段階低いような設定になったというのが今回わかったということで、もう既にこれについては内閣官房のほうは改善をしていただいております。今後はそういうようなことがないということで、Jアラートの信号自体は四日市市のほうもちゃんと受けれたというようなこととございます。

それで、今後の対応については、やはり今回Jアラートはつないだけれども、音源がちゃんと鳴ったのかという部分のところはございますので、来年度早々に早い段階でサイレンを含めた市内一斉のテストのほうをやらせていただく方向でちょっと検討させていただきたいということと、来年度もこのJアラートの訓練がございまして、そのときには再度Jアラートの連動も含めた訓練もさせていただきたいということとございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明について何かございますか。

○ 早川新平委員

今の内閣官房が最大音量でやらなかったことの原因は聞いておるのかな。

○ 増田危機管理室長

これは内閣官房のほうに確認をさせていただいてありまして、実際には9段階音源がありまして、一番上の段階で流すように本当はシステム上設定をしなきゃいけない、それが2段階低い状態でシステム設定をしてしまっていたということで、それをもとの状況に復旧をさせていただいたということとございます。

○ 早川新平委員

それはミスなの。それとも、今の増田さんのあれだと、最大9でやらなあかんのが7になっておったと。それは意図的に7でやったのか、9でやったのか、そこだけもうはっきり国と詰めておいてくださいよ。

○ 竹野兼主委員長

詰めておいてください。

○ 森 康哲委員

当日の天候はどうでした。晴れなのか雨なのか、また、風はどうだったのかちょっと教えてほしいんですけど。

○ 増田危機管理室長

当日は雨も降っておりませんでしたし、風もそんなに強くなかったというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

そうすると、通常の状態でのアンケートの結果が出たと。じゃ、例えば台風のとときか、台風じゃなくても雨天のときはさらに効果が見込めないというのが読み取れると思うんですけども、その辺の改善策というのも内閣官房は考えているんですかね。

○ 増田危機管理室長

まず、内閣官房のほうについてはまず確認ができているということで、内閣官房のこれはミスというふうに内閣官房が言っておりますので、これはミスです。内閣官房のほうは音源を持っていて、それが低い段階だったので、うちのレベルゲージというのがあるんですけども、それで振っているのが大体通常のやつより3分の1ぐらいしかゲージが振っていなかったという。ですから、3分の1ぐらいの音でしか流れていなかったの、やはりちょっと聞こえにくいというのがあったので、次回もう一度ちょっとテストをさせていただいて、もう一度確認をさせていただきたいということでございます。

○ 竹野兼主委員長

要するに、今森委員が言われているのは、環境、自然環境の部分の中で、いろいろと聞ける部分、聞けやん部分の調査的なものはどうなっていくのかと言われているので、そこについては今後どうするのかということだけ確認で。

○ 山下危機管理監

今後、年度初めの早い、これもう伊勢志摩サミット終わってからしかちょっとできないと思いますが、その時点でもう一度同じようなアンケートをさせていただいて、その中で再度、サイレンも含めて聞こえるか聞こえやんか、そのときの気象状況もあると思いますが、それを先にさせていただきたいという、その時点でそれを精査して、どういう状況かというのをもう一度見きわめたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

要望なんですけれども、できれば、そういう雨天時の状況でもやっぱりテストは行ってほしいんですよ。晴天でどこまで聞こえるかというのも大事なんですけれども、そういう気象状況によってやっぱり聞こえ方は大きく変わってくると思うので、その辺、実態が知りたいので、やっぱり効果というのも大事だと思うので。

○ 竹野兼主委員長

ぜひともそういう視点でしっかりと取り組んでいただきたいということでお願いします。  
他によろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、ご苦労さまでした。

済みません、時間が押しております。申しわけありませんけど、もうしばらくお時間ください。

○ 中村久雄委員

どこまで話しましたっけ。前回の委員会で注意喚起文書を出していこうというところが

確認されたところでございます。おっしゃるように、これは1委員会なので、議会を、34人を代表して、議会全体でどうというのはまた別の問題かなというふうに考えます。

やはりコンビナートの事故が多いことをどう捉えているのかというのは、議会がどういうふう感じて、どういうふうに思っているのか。出すとしたら、やっぱり人的要因のことを、本当にマニュアルと教育をしてくれと、非常に今回の近々の事故の発生状況は議会としても憂慮していますというところから入っていく内容しかないかと思うんですよね。議会としての立場なので、市民の方にまだまだどういうふうなことを盛り込んでほしいとかいうことを聞くことは、これはもう、そうしたら本当にもう議会全体の議会不信にまたまた陥るだけかなということも感じます。やはり、そういうことで、委員会としての意見を議長を通じて議会全体の意向をとって出す出さん決めていただいたらいいかなというふうに思います。

#### ○ 藤田真信委員

ちょっと基本的なことを聞いていいですか。コンビナートの全部の企業に、例えば中村委員のおっしゃるのは、一つ一つの企業に議長が出すのか、それとも一括したものみたいなものなのか、具体的な形がわからないんですけれども。1社1社に出していく。

#### ○ 中村久雄委員

イメージとしては市内のコンビナート企業へ同じ文書を。

#### ○ 竹野兼主委員長

今言われておった、早川委員が言われておったのは、三十数社の大手のところに出せばええんちゃうかというふうに言われているので、多分イメージとしてはそういう感覚かなと思う。

#### ○ 藤田真信委員

もう一つお聞きしたいのが、結局個別の企業に対して議会が今までにそういう何かこう、文書、議長名じゃなくても出す事例というのはあるんですかね。

#### ○ 竹野兼主委員長

今まではない。

## ○ 藤田真信委員

そういうのっていうのは、取り決めとかっていうのも何もない。

## ○ 竹野兼主委員長

だから、今回、議会報告会の中で市民の意見がそういう話があったので、どうなんだと皆さんの話を伺ったときに、まずはそういうことができるかどうかという状況だったので、その話を聞かせてもらった。でも、そうしたら、できやんことではないよねという認識はあって、多分できるやろう。できるのには、何をどういう部分を注意喚起を促すのかというものが全く具体的な話が何もなかったので、今回総務常任委員会の中で、コンビナートの安全対策についてどんな問題が残っているのかというのを聞いた時点で、行政が少し甘いのか、それとも事業所が甘いのか、そういうものも含めた注意喚起文に、要するに注意点を洗い出そうという部分のところでこの話をきょうさせてもらった。その中で、まだまだいろんな問題はあるかもしれんけど、当然早川委員が言われた中には、事業所は絶対一つでも二つでも、少しでも問題は起こしたくないという中で一生懸命やっておる部分もあるし、行政もいろんな方法の部分のところではいろいろとあるけれども、意識を持ってやってもらっておる。それに対して、総務常任委員会としては、しっかりとした県や、それから国に対してもしっかりとした連携をとって対応をしていっていただきたいという話の中で、やりますという話をされている状況であれば、なかなか注意喚起を促すような文章というのはどんなものになるのかなというのが僕はイメージができないという意味合いを話させていただいた。

さきに言ったように、この総務常任委員会で、僕は住民の方から、自治会長さんが言われたのは、コンビナートの事業所に対してやっぱり少しでも多くの議員の皆さんが危機感を持ってもらいたいという意味合いできょう8人の委員がコンビナートの安全対策はどのようになっているのかというのをしっかりと資料を見させてもらう中で、こういう状況だったという説明も聞く中で、市民に聞かれた場合にはきょうの内容についてを説明するというのは、市民の代表として、私たちの議員としての仕事でもあるかなというふうに僕自身が考えているところがあるので、なかなか議長名での注意喚起文書というのは、さっきも言ったように、もし注意喚起文書をお願いできませんかというのを議長に相談させても

らって、拘束力という部分はありませんよというような話でいいのかなというふうには思っているんですけど、今、中村委員のほうからは、市民が感じている部分のところはこういうことやと思うというのを言われているので、その部分は一応話はさせてもらうというところまでしかちょっと私としては話ができやんのかなというのは思っていますということです。

○ 森 康哲委員

委員長ちゃんとまとめておっしゃっていただいたように、ああせいこうせいとは言えないと思うんですよ。ただ、注意喚起というのは、市民がこのように思っているということを議会報告会でお聞きしたと。こういうことを市民が感じている以上は、安全対策、コンビニート事業者としての安全対策を市民に周知していただく必要性があると、今まで以上に。

○ 竹野兼主委員長

今まで以上に。やっていないわけじゃないのでね。

○ 森 康哲委員

そうそう。今まで以上に注意喚起として、安全ということをPRしてほしいんだというのをお願いしたらどうかな。注意喚起というよりは市民の意見をお伝えさせていただくと。

○ 竹野兼主委員長

そういうのがあったというのを委員会の中で受けとめて、議長に報告をさせていただくという程度かなとは思いますが、そういうような形で、そうしたらまとめさせていただきたいと思いますので、とりあえずそれで、それやったら注意喚起文書を企業に送ろうやないかと議長が言われたら、ぜひともお願いしますという話で、非常に今回の調査は有意義であったというふうに思っていて、いろんな市民の皆さんからの質問のときにはきょうの経験を生かして頑張ってお答えをあげていただくことをお願いしたいと思います。

○ 樋口博己委員

議長に対して、今回の休会中所管事務調査の報告書も添付して報告いただければと思



ます。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

先日の議会報告会の意見の仕分けをちょっと皆さんのところに資料で配付させてもらってあると思うんですけども、済みません、見ていただけますか。

○ 早川新平委員

1月22日ではあかんのかな。

○ 竹野兼主委員長

1月22日でもええの。

○ 濱瀬議会事務局主事

はい。

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、1月22日にさせていただきます。

遅くなって申しわけありませんでした。

以上で本日の総務常任委員会を終了します。

12 : 13 閉議